

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前								
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p style="text-align: center;">豚熱・豚丹毒混合生ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p style="padding-left: 2em;">豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.5～3.1.1.9 （略）</p> <p>3.1.2～3.1.6 （略）</p> <p>3.2～3.8 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>付記1・2 （略）</p> <p>付記3 細胞増殖用培養液1</p> <p style="padding-left: 2em;">1,000mL 中</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 4em;">トリプトース・ホスフェイト・ブロス</td> <td style="text-align: right;">2.95 g</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 4em;">又はラクトアルブミン水解物</td> <td style="text-align: right;">5 g</td> </tr> </table>	トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g	又はラクトアルブミン水解物	5 g	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p style="text-align: center;">豚熱・豚丹毒混合生ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p style="padding-left: 2em;">豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.5～3.1.1.9 （略）</p> <p>3.1.2～3.1.6 （略）</p> <p>3.2～3.8 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>付記1・2 （略）</p> <p>付記3 細胞増殖用培養液1</p> <p style="padding-left: 2em;">1,000mL 中</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 4em;">トリプトース・ホスフェイト・ブロス</td> <td style="text-align: right;">2.95 g</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 4em;">又はラクトアルブミン水解物</td> <td style="text-align: right;">5 g</td> </tr> </table>	トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g	又はラクトアルブミン水解物	5 g
トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g								
又はラクトアルブミン水解物	5 g								
トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g								
又はラクトアルブミン水解物	5 g								

<p>牛又はやぎ血清 50～100 mL イーグルMEM又はアール液 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。 (略)</p>	<p>牛又はやぎ血清 50～100 mL イーグルMEM又はアール液 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。 (略)</p>
---	---